

今号のボランティアグループ紹介 石川県青年赤十字奉仕団

- 活動の内容について教えてください。
- 青年赤十字奉仕団は、日本赤十字社のボランティア団体の一つです。石川県では昭和38年から活動しています。AEDの操作方法や救急法を学習し、金沢マラソンや金沢百万石まつりでの救護活動、防災訓練への協力、NHK海外たすけあい街頭募金等を行っています。最近では、金沢市内の観光地に行き、各施設のAED設置状況を確認して、地図にまとめる活動に力を入れています。完成後は、多くの方に役立ててもらえるようにインターネットで公開する予定です。
- ボランティア活動をしていてやりがいを感じる時はどんな時ですか？
- 救急法や炊き出し訓練等の研修会でも、コミュニケーションを大切にしながら活動しています。金沢マラソンの沿道で救護が必要な方を発見した際も、チームワークを発揮し、医師と連携して救護所まで案内することができました。救護活動は人命に関わるため、一人では不安だったと思いますが、仲間がいるから心強く感じました。活動を通じて素敵な仲間に出会い、共に活動できることにやりがいを感じます。
- 最後にメッセージをお願いします。
- ボランティアに関心のある方は、一緒に活動してみませんか？資格や経験は必要ありません。主な活動日は土・日曜日、定例会は平日の夜となります。団員の平均年齢は20代前半です。活動には登録が必要となりますが、活動回数は自由に選べます。登録対象となる方は18歳～30代の方までです。現在約30名が登録しています。フェイスブックで活動の様子を公開しておりますので、ぜひご覧ください。



【連絡先】事務局：山口 孝之(やまぐち たかゆき) 電話：076-239-3880

石川県青年赤十字奉仕団 フェイスブック 検索

このコーナーでは、金沢市内で活動しているボランティアグループを紹介します。今回のボランティアグループに興味のある方は、連絡先までお問い合わせください。また、金沢ボランティアセンターでは、「ボランティア活動がしたい」、「ボランティア情報が欲しい」などの相談に応じています。お気軽にご相談ください。

金沢マラソン 2018 ボランティア大募集

- 【活動内容】金沢マラソン2018の大会運営 ①ランナーへの配布物封入作業 ②ランナー受付、会場誘導等 ③大会当日のボランティア活動
- ※大会当日限定でファミリーボランティア(1組最大4名 10組限定)を募集します。詳細はお問い合わせください。
- 【活動日】①平成30年10月25日(木) ②平成30年10月26日(金) ③平成30年10月27日(土) ④平成30年10月28日(日)
- ※活動時間は活動内容により異なります。
- 【活動場所】①金沢市総合体育館 ②③県立音楽堂・金沢駅もてなしドーム(地下) ④金沢マラソンコース周辺
- 【服装・持ち物】動きやすい服装、レインコート、タオル(スタッフウェアやキャップは支給します)
- 【応募締切】平成30年6月29日(金) ※先着順、定員になり次第締め切ります。
- 【お申し込み・問い合わせ】金沢マラソン組織委員会事務局(金沢マラソンボランティアセンター) 電話：076-220-2548



「福祉のつどい2018 金沢」標語募集

- 福祉への理解と関心を深めていただくことを目的として、福祉にちなんだ標語を募集します。応募いただいた標語の中から、優秀作品等を平成30年9月2日開催の社会福祉大会で表彰します。
- 【福祉のつどい2017 金沢】標語優秀作品
- さしのべる 少しの勇気と 思いやり
 - 寄り添って 温もり優しさ 地域の輪
- 対象者 金沢市内に在住、在勤、在学の方
- 方法 はがき又はFAXに「福祉に関する標語」、住所、氏名、電話番号を記入のうえご応募ください。
- 締切り 6月25日(月)必着
- 応募先 〒920-0864 金沢市高岡町7-25 金沢市社会福祉協議会内
「福祉のつどい金沢」実行委員会事務局 ☎076-231-3571 / FAX076-231-3560

ご寄附ありがとうございました

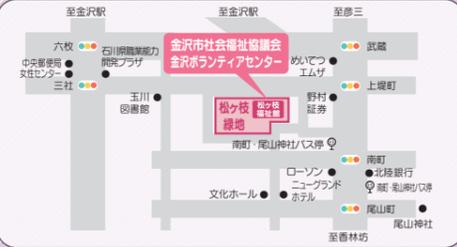
寄附者名(H30.3.1~4.30)
【福祉ボランティア基金】
・二飯田 成一 様

積立額 **54,531,879円**
(平成30年4月30日現在)

【子どもの学習支援事業への学習教材等の寄附】
・金沢百万石ロータリークラブ 様

本会では、皆様からのご寄附を受け付けています。今後とも、皆様の温かいご支援をお願いいたします。皆様からのご寄附は、地域福祉活動やボランティア活動推進のため活用させていただきます。*寄附者には税制上の優遇措置があります。

金沢市社会福祉協議会へのアクセス



【住所】石川県金沢市高岡町7-25 金沢市松ヶ枝福祉館内
武蔵ヶ辻・近江町市場/バス停から徒歩5分 南町・尾山神社/バス停から徒歩3分 環境のために公共交通機関を利用しましょう

金沢市 社協情報

はじめてみませんか？
ボランティア

No.166
2018.5.25

写真提供：金沢市



生活支援コーディネーターが “つながりづくり” を地域みなさんと一緒に取組んでいきます！

今年度から金沢市社会福祉協議会に「生活支援コーディネーター」が配置されました。生活支援コーディネーターは、別名「地域支え合い推進員」とも呼ばれ、公的な福祉サービスではまかなえない住民同士の見守りや支え合い活動をお手伝いするとともに、住民と関係機関などをつなげ、現在ある取組みや組織などを活用しながら、地域の方と一緒に話し合って暮らしやすい地域をつくっていきます。

生活支援コーディネーターはこんな取組みをしています！

集めます

地域の宝物や困りごとを見つけていきます

紹介します

地域で発見した宝物を「目に見える」「他の地域でも活用できる」形で皆さんに紹介していきます

つなげます

住民・お店・企業・NPO法人・関係団体など「点」と「点」をつないで「面」にし、だれもが安心して暮らせる地域づくりを進めていきます

話し合います

地域の宝物や困りごとについて話し合いをする場を積極的に作っていきます

◆宝物とは…？◆
地域に暮らしている人の知恵や工夫、技、特段意識しないでやっている支え合いなどのことです。宝物を探している方、宝物を活かしたい方がいらっしゃいましたら下記までご連絡ください。

お問い合わせ 社会福祉法人金沢市社会福祉協議会 地域福祉課
金沢市高岡町7-25 金沢市松ヶ枝福祉館内2階 TEL 076-231-3571 FAX 076-231-3560

今号の内容

- 生活支援コーディネーター …… 1 ページ
- ボランティアグループ紹介 …… 4 ページ
- ご存じですか？ 成年後見制度 …… 2、3 ページ
- ボランティア募集情報・福祉のつどい標語募集 …… 4 ページ



ご存知ですか？

成年後見制度

成年後見制度とは… 成年後見制度は、認知症や知的・精神障害のある方等で判断能力が不十分な方を保護・支援するため、財産管理と福祉サービスや医療の契約等を本人に代わって行ったり、本人に不利益な契約を取り消したりする制度です。

ほう てい こう けん せい ど 法定後見制度 と にん い こう けん せい ど 任意後見制度 の2つの制度があります。



対象者(本人)

現在、判断能力が
十分でない

法定後見制度
を利用

将来の判断能力の
低下に備えたい

任意後見制度
を利用

成年後見人等が、
財産管理や
福祉サービスの
利用契約などを行う

(判断能力低下)

法定後見制度

- 本人が、認知症、知的障害、又は精神障害などの状態にあり、判断能力が不十分である場合、**配偶者や四親等内の親族**などから**家庭裁判所**に申立てをして**成年後見人等**を選んでもらいます。
- 選ばれた成年後見人等が、財産管理や福祉サービスの利用などについて、本人に代わって契約をしたり、本人が行う法律行為に同意を与えたり、取り消したりします。

任意後見制度

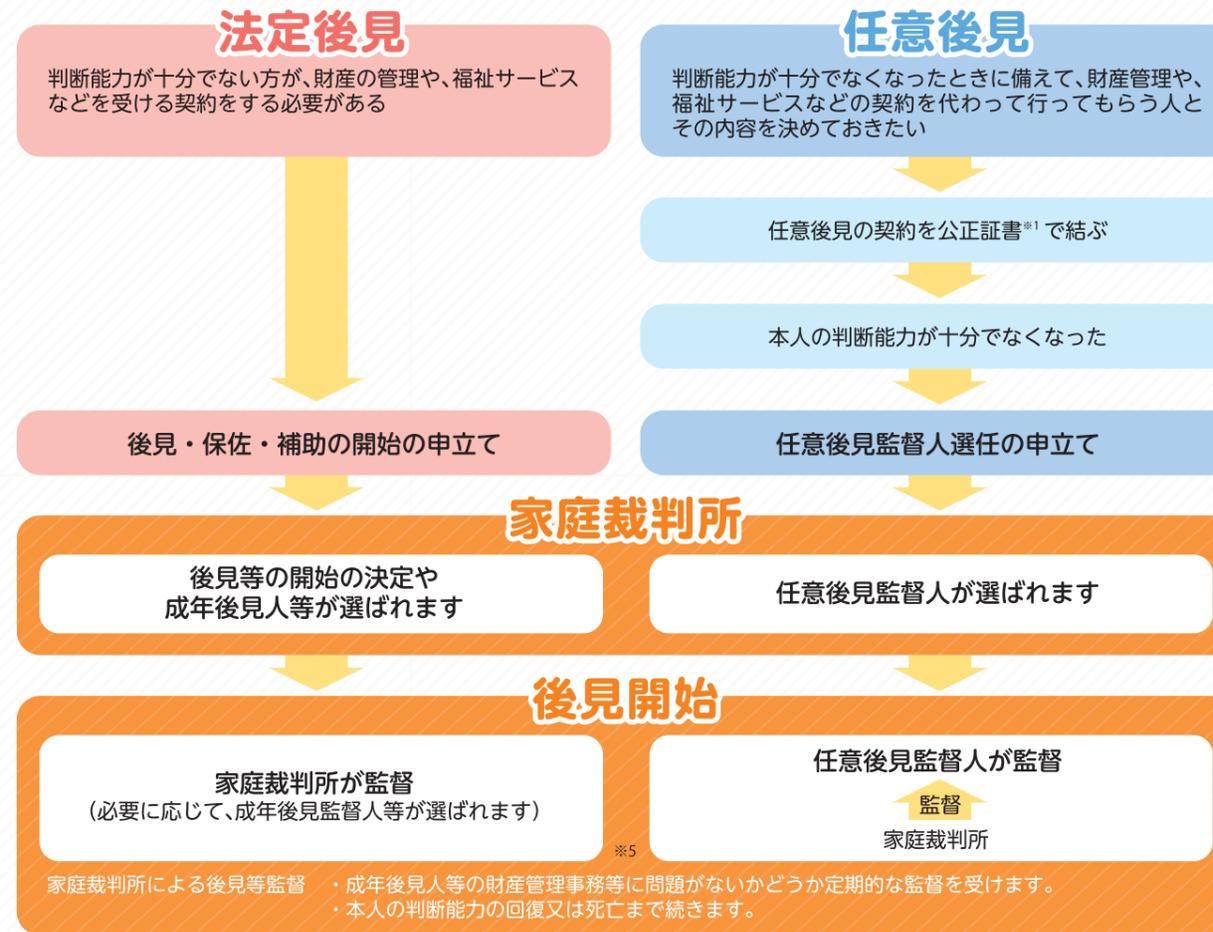
- 将来の判断能力の低下に備えて、あらかじめ後見人となる人及び財産管理等の事務について決めて、その契約を公正証書^{*1}で結びます。
- 本人の判断能力が低下した後、**家庭裁判所**に申立てをし、選ばれた**任意後見監督人**の監督のもとで、契約で決めた事務について、**任意後見人**が代わって行います。

成年後見制度の区分

区分	法定後見制度(本人の判断能力の程度に応じて区分されています。)			任意後見制度
	後見	保佐	補助	
対象者(本人)	判断能力が欠けている人 日常的に必要な買い物も自分で できず誰かに代わってやって もらう必要がある程度の人	判断能力が著しく不十分な人 日常的に必要な買い物程度は できるが、不動産の売買や金銭の貸 借り等、重要な財産行為は自分 ではできないという程度の人	判断能力が不十分な人 重要な財産行為は、できるかどう か危惧があるので、誰かに代わっ てやってもらった方がよい程度 の人	将来の判断能力の 低下に備えたい人
家庭裁判所へ 申立てることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、市長 ^{*2} など			本人、配偶者、 四親等内の親族、 任意後見受任者
本人を援助する人	成年後見人	保佐人	補助人	任意後見人
援助する事務	代理権 ^{*3} 、同意権 ^{*4} ・取消権 の範囲は、それぞれの区分ごとに異なります。			契約で定めた 事務についての代理

※1 公正証書は、国から任命された法律の専門家の公証人が作成する公文書です。
 ※2 市長が申立てできるのは、対象者(本人)が、認知症の高齢者、知的障害のある方、又は、精神障害のある方で、四親等内の親族がいないなどの理由により、申立てする人がいない場合です。
 ※3 本人に代わって財産管理や契約などの法律行為を行うことができる権限です。
 ※4 本人が契約などの法律行為を行う際に、その内容が本人に不利益でないか検討して、問題がない場合に同意(了承)する権限です。
 ※5 申立てから法定後見の開始まで、多くの場合 1～2ヶ月ぐらいとなっています。

成年後見制度の手続きについて



成年後見制度に関するお問い合わせ先

法定後見制度を利用するための申立て手続きや必要書類、費用について		
金沢家庭裁判所(後見係直通)	金沢市丸の内7-1	☎076-221-3225
任意後見制度について		
金沢公証人合同役場	金沢市武蔵町6-1 レジデンス第2武蔵 1階	☎076-263-4355
後見人などを紹介してほしい		
金沢弁護士会 高齢者・障がい者支援センター	金沢市丸の内7番36号	☎076-221-0242
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート石川県支部	金沢市新神田4丁目10番18号 石川県司法書士会館内	☎076-291-7070
一般社団法人 石川県社会福祉士会 成年後見センター ぱあとなあ石川	金沢市本多町3丁目1番10号 石川県社会福祉会館 2階	☎090-4329-2255 (平日10時～16時)
北陸税理士会金沢支部	金沢市北安江3丁目4番6号	☎076-223-1841
一般社団法人 コスモス成年後見 サポートセンター石川県支部	金沢市鞍月2丁目2番地 石川県繊維会館 3階	☎076-204-9433
一般社団法人 社労士成年後見センター石川	金沢市玉鉾2丁目502番地 エーブル金沢ビル 2階 (石川県社会保険労務士会内)	☎076-292-2066
身寄りが無い等の理由により申し立てる人がいない場合(市長による法定後見の申立て)		
金沢市役所	金沢市広坂1-1-1	福祉総務課 ☎076-220-2278 介護保険課 ☎076-220-2264 長寿福祉課 ☎076-220-2288 障害福祉課 ☎076-220-2289
成年後見制度に関するお問い合わせ		
金沢市社会福祉協議会・金沢権利擁護センター	金沢市高岡町7番25号 金沢市松ヶ枝福祉館 2階	☎076-231-3521